

議案第7号

鳥栖市いじめ問題対策委員会臨時委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和6年3月13日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例第5条第2項により学識経験者2名(弁護士1名及び大学教授1名)を、臨時委員として任命する必要があるため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第12号の規定によりこの案を提出する。